

第 4745 号	 READAS リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 6月 7日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 消費税転嫁対策法案

Q：消費税のいわゆる転嫁対策法案が出されたようですが、どのような内容なのですか？

A：次のような内容になっています。

【解説】

消費税の引上げに際して、消費税が円滑かつ適正な転嫁が確保されるよう転嫁対策法案が出されました。主な内容は次のとおりです。

① 転嫁拒否等の行為の是正

特定事業者は特定供給事業者に対し、次の行為を行ってははいけません。

- ・減額・買ったたき
- ・購入強制・役務の利用強制、不当な利益提供の強制
- ・税抜き価格での交渉の拒否
- ・報復行為

※特定事業者とは、大規模小売事業者及び特定供給事業者から継続して商品又は役務を提供する事業者をいい、特定供給事業者とは、大規模小売事業者に継続して商品又は役務を提供する事業者、資本金等の額が3億円以下である事業者、個人事業者をいいます。

② 表示の禁止

事業者は次の表示を行ってはならない。

- ・取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
- ・取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額を減額する旨の表示
- ・取引の相手方に経済上の利益を供与する旨の表示

